

市・都民税、所得税の申告準備はお早めに

2月から市・都民税、所得税の申告受け付けが始まります。期間・会場などは、「広報あきしま」2月1日号でお知らせします。

税理士による確定申告相談（無料／事前に要申込）

所得税・事業税などの申告（譲渡・贈与・相続関係を除く）や、所得税申告書の書き方について相談できます。会場で作成した申告書は当日提出できますので、作成に必要な書類をお持ちください。

ただし、申告書の提出のみの場合は受け付けできませんので、直接、立川税務署へ提出してください。

◇期日 2月6日(月)・7日(火)の午前9時15分～11時、午後1時30分～3時30分
◇場所 市役所1階市民ホール
◇対象

※年金受給者で、公的年金等の収入金額が40万円を超える方、公的年金の雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

※給与所得者で、年末調整をしていない方 など

※高額所得者や相談内容が複雑な方は、各自で税理士に相談（有料）をするか、税務署の作成会場をご利用ください。

◇持ち物 源泉徴収票、マイナンバーカード（通知カードと、運転免許証など本人確認できる書類でも可）、国民年金保険料・寄附金などの支払いを証明する書類、生命保険料控除証明書など

※還付申告の場合は、還付金の振り込み先の口座が分かるものもお持ちください。

◇申し込み 1月10日から無料申告相談事前申し込み専用電話 ☎03-6634-5314、または、専用サイトで



※予約状況により、早めに受け付けを終了することがあります。

申告書の作成・提出会場

所得税（復興特別所得税）・贈与税・個人消費税の申告書を作

成・提出できます。公共交通機関で会場ください。

◇期日 2月1日(水)～3月15日(水)の平日、2月19日(日)・26日(日)

◇時間

※相談 午前9時～午後5時（受け付けは午前8時30分～午後4時）

※申告書の提出 午前8時30分～午後5時

※密集を防ぐため、入場整理券を事前に国税庁公式LINE、アカウントで発行するほか、当日分を立川地方合同庁舎1階で配布します。

※混雑時は、早めに受け付けを終了することがあります。

◇場所 立川地方合同庁舎
◇持ち物 確定申告に必要な書類、マイナンバーカード（通知カードと、運転免許証など本人確認できる書類でも可）

所得税の還付について

給与所得などのある方で、令和4年中に次のような理由で源泉徴収額が過納となっている場合は、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。※住宅ローンなどを借り入れて

住宅を取得した

※多額の医療費を支払った

※寄附金・義援金を支払った

※年の途中で退職した

※令和4年分の所得が公的年金等に係る雑所得のみで、源泉徴収されている など

◎ふるさと納税のワンストップ特例制度を申請した方へ

医療費控除などのために確定申告を行う場合、ワンストップ特例制度は適用されません。通常の寄附金控除と同様に申告をしてください。

郵送での提出はこちらへ

◇宛先 〒190-8565 立川地方合同庁舎立川税務署

※申告書の「控」が必要な方は宛先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

オンラインで申告書の作成

国税庁ホームページ内の確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って入力すると、自動計算により、申告書などを作成できます。作成後は、オンラインで送信するか、印刷して税務署へ提出してください。

なお、令和4年分の申告から、次のとおり、更に便利になりました。

※マイナンバーカードを利用した申告の際、カードの読み取りが1回に

※マイナンバー連携による申告書の自動入力の対象が拡大し、医療費通知情報（1年間分）、公的年金等の源泉徴収票、国民年金保険料が対象に

※青色申告決算書・収支内訳書がスマートフォンで作成可能に

☆詳しくは、立川税務署 ☎042-11181へ。

消費税インボイス制度について

個人事業所得・不動産所得がある方が、令和5年10月1日からインボイス（※）を交付するためには、3月31日までに登録が必要です。

☆詳しくは、立川税務署 ☎042-1523-1181へ。

※売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額などを伝えるもの

国民年金のお知らせ

20歳になったら国民年金に加入

国民年金は、病気またはけがで障害が残ったときや老後など、収入が得られにくい時期の生活を公的に支援する制度です。

国内に住所がある20～59歳の方は加入が義務付けられており、20歳になると、日本年金機構から「基礎年金番号通知書」、「国民年金保険料納付書」が送付されます（厚生年金や共済組合の加入者とその配偶者を除く）。令和4年度の保険料は月額1万6590円です。納め忘れがあると将来の受給額が減額されますので注意してください。

経済的な理由で保険料の納付が困難な方には、納付が免除（全部または一部）・猶予される制度があります。また、学生で納付できない方には、納付が猶予される学生納付特例制度があります。希望する方は、市役所年金係または東部出張所で申請してください（いずれも所得制限あり）。☆詳しくは、年金係へ。

障害のある方には

20歳になる前の病気やけがが原因で、20歳に達したときに一定程度の障害のある方は、請求により障害基礎年金が受けられます。

なお、本人に所得があるときは、その金額に応じて支給が制限される場合があります。

☆詳しくは、年金係へ。

◎高齢年金を受けている方に源泉徴収票を送付

日本年金機構から、令和4年中の年金の支払総額や源泉徴収税額などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬に送付されます。所得税や市・都民税の申告をする際に必要ですので、大切に保管してください。なお、障害年金や遺族年金などは課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。

☆詳しくは、ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165、または、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

国民年金保険料案内業務の民間委託

日本年金機構では、保険料を納め忘れている方への電話・文書・戸別訪問による納付案内の業務について、次の民間事業者に委託しています。

◇事業者 アイヴィジット・東洋紙業共同企業体 ☎0570-021-781
☆詳しくは、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

税についての作文・標語の入賞者を決定

市内の中学生在が応募し、審査の結果、次の方が入賞しました。

◎税についての作文

※昭島市長賞＝宮崎咲英子さん(瑞雲中3年)
※昭島市教育長賞＝能城結子さん(清泉中3年)
※多摩納税貯蓄組合連合会優秀賞＝山本菜花さん(清泉中3年)
※東京都立川都税事務所長賞＝石名部璃子さん(瑞雲中3年)

◎税の標語

※昭島市長賞＝日下蒼太さん(清泉中1年)
※昭島市教育長賞＝古橋玲凪さん(清泉中1年)
※東京都立川都税事務所長賞＝石井大獅さん(瑞雲中1年)
※立川間税会会長賞＝栗原陽輝さん(瑞雲中1年)
※全国間税会総連合会入選＝名和彩夢さん(福島中1年)
※東京国税局間税会連合会入選＝原 百花さん(拝島中1年)

パネル展を開催

受賞作品を展示します。
◇日時 1月11日(水)までの午前8時30分～午後5時15分(11日は午後4時まで)
◇場所 市役所市民ロビー
☆詳しくは、教育総務課庶務係へ。

市・都民税、所得税税制改正のお知らせ

◎住宅ローン控除の適用期限を延長

入居期限が令和7年12月31日までに延長されます。控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%（最高9万7500円）です。

なお、4年中に入居し、住宅の対価、または、費用に含まれる消費税などの税率が10%で一定の期間内に住宅の取得などの契

約をした方は、控除限度額が所得税の課税総所得金額等の7%（最高13万6500円）となります。

◎成年年齢の引き下げに伴い非課税判定を変更

賦課期日（1月1日）時点で18・19歳の方は、市・都民税、所得税の非課税の判定で、未成年者に該当しません。
☆詳しくは、市民税係へ。

1月から軽JNKSの運用を開始

軽JNKSとは、軽自動車税（種別割）の納付情報を軽自動車検査協会がオンラインで照会できるシステムです。これにより、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になります。

ただし、次の場合は納税証明書が必要です。

※対象車両が二輪の小型自動車である
※軽JNKSに納付情報が反映されていない（納付直後、中古車として購入した直後、転入・転出した直後など）
※対象車両で過去に税金の未納がある
☆詳しくは、納税課へ。